

公立大学法人公立鳥取環境大学 一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

すべての教職員が仕事と育児・介護を両立できる働きやすい職場環境、また女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの 5年間

2. 目標

目標1：全教職員が年次有給休暇を日単位で年6日間以上取得する。

<取組内容・実施時期>

- 令和4年 4月～ 計画的年次有給休暇取得を呼びかける
- 令和4年 9月～ 年次有給休暇の取得率の低い教職員へ取得促進を呼びかける
- 令和4年 11月～ 年末年始前後の休暇取得奨励期間設定を検討する
- 令和5年 4月～ 前年度の取得実績を踏まえて、対策を随時見直す

目標2：教員に占める女性の割合を増やす。

<取組内容・実施時期>

- 令和4年 9月～ 女性教員の積極的採用に向けた募集方法を検討する
- 令和5年 4月～ 女性研究者が応募しやすい教員募集を実施する

○女性活躍に関するデータ

<教職員の男性・女性の割合>

	男性	女性	計
教員	76人(78.4%)	21人(21.6%)	97人
事務職員	30人(42.9%)	40人(57.1%)	70人

※常勤及び非常勤の教職員、設置者からの派遣職員を含む。役員を兼務する教員を除く。